

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

平成22年10月15日

栃木県人事委員会委員長 平間 幸男

本日、人事委員会は、県議会及び県知事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

給与関係については、職員と民間の給与比較の結果、「職員の給与の特例に関する条例」による給料の5%減額措置がないものとした場合において、月例給、特別給（ボーナス）のいずれについても職員が民間を上回っていることが明らかになりました。そのため、人事院勧告に準じて、月例給については、給料表の引下げ改定を行うとともに、今回初めての措置として、55歳を超える職員の給料及び給料の特別調整額（管理職手当）から一定率を減ずる措置を講ずることとしました。また、特別給についても、支給月数を0.2月分引き下げることとしました。さらに、自宅に係る住居手当を本年度限りで廃止することとしました。

その他、給与構造改革の進捗状況等及び教員給与の見直しについて報告しました。

公務運営関係については、公務員倫理の徹底、仕事と生活の両立支援等の勤務環境の整備、人材の育成・活用及び高齢期の雇用問題に関する課題について報告しました。

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置であり、職員の給与を社会一般の情勢に応じた適正なものとする機能を有しております。また、職員の給与を人事委員会勧告により適切に決定することは、職務に精励している職員の努力や成果に的確に報いるとともに、組織活力の向上、労使関係の安定などを通じて、行政の効率的、安定的な運営に資するものであります。

職員においては、昨年引き続き月例給及び特別給の引下げという厳しい内容の勧告となりましたが、全体の奉仕者としての立場を自覚し、県民の期待と要請に応えられるよう、一人一人が高い士気を持って、公正で効率的な職務の遂行に努めていただきたいと思います。

県民各位におかれましては、人事委員会の給与勧告制度の意義と、職員が行政の各分野においてそれぞれの職務を通じ県民生活の安定・向上に寄与していることについて、十分な御理解をいただきたいと思います。